



「

〃	千手支店	〃	長岡東支店
〃	土合支店	〃	神田支店
〃	川崎支店	〃	新町支店
〃	江陽支店	〃	大島支店
〃	長岡新産支店	〃	柏崎支店
〃	栃尾支店	〃	寺泊支店
〃	島崎支店	〃	与板支店
〃	三島支店	〃	来迎寺支店
〃	小千谷支店		

」

に改める。

正

誤

平成 24 年 9 月 3 日付け新潟県市町村総合事務組合公報第 165 号目次の公平委員会規則中「1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……1」は「3 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……7」の誤り。